

住民監査請求および監査結果の概要

滋賀県青年会館子ども一時保護場所借上料に係る損害賠償等を求める住民監査請求について

請求日 令和6年3月21日

結果通知日 令和6年5月15日

請求の概要

県は（一財）青年会館に対して、令和4年度新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）対策に係る子ども一時保護場所の借上料として、総額1,095万円の支払いを行っている。

- ① 令和4年度は実際に子どもを一時保護した実績はなく、契約期間中（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）借上げた宿泊施設および会議室を全く使用していないにもかかわらず、また、契約書第4条で「予約をした日数（中略）に乗じて」使用料を支払うと規定されているにもかかわらず、1,095万円を支払ったのは違法である。
- ② 前年度までの一時保護の実績を踏まえれば、令和4年度は必要になったときに借上げる方式に契約を見直すべきであり、また会議室まで借上げる必要はない。契約期間中、県の都合でいつでも解約でき、また必要な日数のみを予約することも可能であった。そうした行為をせず本件契約を締結・継続した県の判断は誤りであり、違法・不当である。

以上のことから、県が支出した1,095万円について、知事および関係職員に対する損害賠償請求等の措置を求める。

監査結果の概要

⇒ 本件請求を棄却する。

（借上料の各支出のうち、支出命令のあった日から1年を経過した分については却下する）

- ① 本件契約は、コロナによる家族の入院等により一時保護が必要になった子どもの生活環境を整備することを目的に、契約期間全体を通じ対象施設全てを借上げ、その対価としての使用料を支払う内容の契約であったと推認できるため、結果的に子どもを一時保護した実績はなかったとしても、県が契約期間中1,095万円を支払ったことは違法ではない。
- ② コロナ対策に係る子どもの一時保護事業の一環として、どのような内容の契約を締結し、どの程度の期間継続させるかについては、県の政策的判断であり裁量権が認められる。

令和4年度当時の県内の感染状況、医療体制のひっ迫状況、病床等の確保状況、感染症法上の位置付け等を踏まえれば、前年度までと同様、依然として受け入れ対象となる子どもが発生する可能性は否定できない状況にあった。

そのような状況に鑑みると、在宅での生活が困難となった子どもの最終的なセーフティネットの機能を確保・維持するために本件契約を締結・継続した県の判断について、裁量権の逸脱または濫用があったとは認められず、違法・不当ではない。